

## 第4節

# 大和市への米軍機墜落事故への取組

(昭和39年9月8日)

### …Outline…

昭和39年9月8日、神奈川県大和市に米軍のジェット戦闘機が墜落し、9名の死傷者と建物10棟の損壊という大惨事になった。

横浜防衛施設局は、事故発生直後から被害者の救済等に当たり、防衛施設庁は、事故分科委員会における事故原因の究明等に全力で取り組んだ。

本件事故に係る損害賠償については、昭和40年4月末日までに請求者に対し支払いを行った。

## ● 経緯

昭和39年9月8日午前10時55分頃、神奈川県大和市の米軍厚木海軍飛行場北側進入表面下に、F-8Cクルセイダー戦闘機が、同飛行場を離陸直後に墜落した。同機は、米第7艦隊の空母ボノム・リシャール搭載の第194戦闘飛行隊所属であったが、滑走路の北端を通過直後、エンジン故障により高度約50mの空中で失速し、上昇不能のまま滑走路北端から約400m～500mの地点において操縦士は脱出した。機体は滑走路の北北東約1kmに位置するブロック塀、建物等を破壊し、さらにその地点から約50m離れた鉄工所に突入し、大破した。さらに同鉄工所の鉄骨作業場にあったアセチレンボンベに引火爆発し、同鉄工所の従業員5名を死亡させ、その他軽傷者4名、建物全壊4棟、一部損壊6棟という甚大な被害をもたらした。被害は同飛行場のオーバーランから約1km先を中心として帯状にわたり、農地にも多大の損害を与えた。

## ● 事故への対応

横浜防衛施設局では、事故発生を受け、局長以下関係者が直ちに現地に急行し、座間防衛施設事務所に対策本部を設け、混乱の中にある被害者の救済に当たるとともに、被害調査を開始した。防衛施設庁本庁からも長官、次長、総務部長、施設調査官らが、事故発生当日現地に赴き、被害者等を見舞うとともに、当面必要となる措置を講じた。

本件事故発生の翌日である昭和39年9月9日、日米合同委員会の下に設置されている事

故分科委員会の第1回会合が在日米軍司令部で、同月11日第2回会合が米軍山王ホテルでそれぞれ開催された。

事故分科委員会において、日本側代表である施設調査官は、本件事故の被害状況と遺族の窮状を米側に伝え、これに対する米側の緊急救済措置を要請するとともに、早急に事故の再発防止策を取りまとめるよう強く求めた。

これに対し、米側代表は、遺族及び被害者に対し深く哀悼と陳謝の意を表した。



墜落現場の様相

本件事故発生状況に関する米側からの説明によれば、「操縦士は事故機操縦のベテランであり、機体、エンジン等にも故障歴はなく、事故当日も周到な点検の上、滑走路南端から離陸直後、脚を格納後間もなくエンジンが急停止し、操縦士は突然前方に向け強いショックを受けた。計器は正常に作動していた。前面には草地がひらけており、その向こうに高い林があった。操縦士は命を賭してその場所に突っ込むため、機首を下げ、そして機体から脱出した。離陸後十数秒の出来事である。操縦士は奇跡的に助かった。しかし、高い林の後ろには鉄工所があり、墜落機はこれに激突して大惨事を起こした。」とのことであった。

また、再発防止策については、同年12月10日に開催された事故分科委員会の第4回会合において、

日米両政府が飛行運用の安全性を高める計画を推進することや、日本側が厚木海軍飛行場付近の土地買収を促進することなどが取りまとめられた。

本件事故が発生した厚木海軍飛行場については、「厚木飛行場の隣接地区に所在する建物等の移転補償等について」（昭和35年10月18日閣議決定）に基づき、調達庁が、同年末頃から、同飛行場周辺の一定の区域（「航空法」（昭和27年法律第231号）第2条に規定する進入表面又は転移表面に準じて調達庁長官が定める区域）に所在する建物、立木竹及び工作物を、その所有者等からの申請に基づいて、当該区域外への移転費用を補償し、また、必要があると認めるときは、その跡地を買収する等の措置を講じてきていた。

本件事故現場付近は、当該区域内にあり、当該鉄工所の工場主を含むその周辺地区に居住する住民が上述の閣議決定に基づく移転措置により移転したが、その跡地の一部を国が買収していなかったところ、当該工場主がその跡地の一部を購入して昭和38年9月頃転入し、鍛造業を営んでいたものである。

なお、本件事故に係る損害賠償については、「防衛施設庁と米軍賠償部との緊急支払の合意」（昭和39年5月20日）に基づき、初めてとなる概算払いを被害者に対して行った後、昭和40年4月末日までに請求者36名（法人を含む。）に対し支払いを終了した。